

体験価値創出コンテンツガイド育成業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的及び趣旨

本県の地域体験や観光施設においては、旅行者の多様化・高付加価値化が進む中で、多言語での案内や専門的な背景説明、体験全体のストーリー性の強化など、新たな対応が求められている。こうしたニーズに的確に対応するため、旅行者に地域の価値を分かりやすく、魅力的に伝えられるコンテンツガイドを育成することを本事業の目的とする。

そのため、地域資源を市場視点で整理・編集する考え方を取り入れ、事業者が体験価値を構築・発信する際の判断軸を身につけられるよう研修等を実施する。また、育成過程でモデルとなるコンテンツ造成・磨き上げを支援し、そのプロセスを研修内等で共有することで、参加者が自地域での体験造成・磨き上げを継続的に実践できる体制を整える。

これらの取組を通じて、県域全体の体験価値の底上げと、ホスピタリティ人材の量的・質的確保を図り、稼ぐ観光地域づくりを目指す。

2 委託業務概要

(1) 業務名

体験価値創出コンテンツガイド育成業務

(2) 仕様

別紙「体験価値創出コンテンツガイド育成業務委託仕様書」のとおり（以下、「仕様書」という。）

(3) 委託期間

委託締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 見積限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

4 スケジュール

令和8年4月30日（木）	募集公示
5月8日（金）	質問受付期限
5月12日（火）	質問に対する回答
5月18日（月）	参加申込期限
5月21日（木）	参加提案資格確認結果の通知
5月29日（金）	企画提案書等の提出期限
6月3日（水） 予定	審査委員会
6月5日（金） 予定	審査結果の通知・公表

5 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

6 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

別紙様式1「質問票」を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月8日（金）
- イ 提出先 下記13 問い合わせ先と同じ
- ウ 提出方法 電子メール
- エ その他

- ・電話での質問は受け付けないので留意すること。
- ・電子メールで提出する際に、件名を「体験価値創出コンテンツガイド育成業務質問票」とすること。

(2) 質問に対する回答

5月12日（火）までに、県ホームページにおいて公開する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込み及び提案資格の確認結果通知

(1) 参加申込

ア 提出書類（以下の資料を各1部提出すること）

- ① 別紙様式2「参加申込書」
- ② 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ③ 別紙様式3「類似業務実績一覧表」
- ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書

※提出日より遡って3か月以内に発行されたもの。写しでも可。

- イ 提出期限 令和8年5月18日（月）【必着】

- ウ 提出先 下記 13 問い合わせ先に同じ
- エ 提出方法 電子メール

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込をした者全員に対し、令和 8 年 5 月 21 日（木）までに、提案資格の確認結果通知を電子メールで送付する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、原則として A 4）

仕様書に定める本業務が求める最低限度の要件を満たす内容で、下記の項目を必須として簡潔明瞭に記載すること。なお、表紙に「体験価値創出コンテンツガイド育成業務 企画提案書」と標記し、余白に提案者名を表示すること。

(ア) 企画、実施に係る内容

仕様書に定める各業務の実施方法、内容及び企画提案書に記載を求める事項について記載すること。

(イ) 独自提案

本業務の趣旨を踏まえて、効果を最大化させるために有効な取組を提案し、具体的に記載すること。

(ウ) 効果測定

仕様書記載の KPI 項目に基づき、見込まれる数値を記載すること。併せて、その考え方について説明すること。

イ 業務スケジュール（任意様式、A 4）

ウ 業務実施体制（任意様式、A 4）

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。また、窓口担当者を必ず明記すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先及び委託範囲、委託先業務の執行管理方法がわかるように記載すること。

エ 見積書（任意様式、A 4 縦）

各業務の内訳及び総額について見積書を作成すること。（押印省略可）

- (2) 提出期限 令和 8 年 5 月 29 日（金）【17:00 必着】
- (3) 提出部数 各 7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び PDF データー式
- (4) 提出先 下記 13 問い合わせ先に同じ
- (5) 提出方法

上記部数を持参又は郵送するとともに、PDF データを以下の URL にアップロードすること。

<https://niigata-pref.ent.box.com/f/46414822eda84ffaa0e31152a7cfc431>

※アップロードする際のファイル名は「コンテンツガイド育成企画提案書_提案者名」とし、(1)ア～エを 1 つの PDF ファイルとすること。

9 審査の実施

(1) 審査方法

ア 本プロポーザルの審査は、審査委員会による書面審査で行うものとする。

(2) 審査基準

書面審査において次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
全体事項	・本事業の目的を正しく理解した提案となっているか	5
	・ガイド育成とコンテンツ造成が相互に補完し合う、一体的な事業設計となっているか	20
	・地域事業者等、関係者を巻き込み、県域全体の体験価値向上につながる設計となっているか	10
研修・育成プログラムの妥当性	・座学・実地研修・フォローアップの内容が体系的で、コンテンツガイド育成に必要な知識・技術を習得できる構成となっているか	10
	・参加者の募集や研修方法（講師、教材、進行、理解度への配慮）が適切か	10
コンテンツ造成・改善の実現性	・提案段階において、造成や磨き上げの視点や改善ポイントが具体的に示されているか	10
	・提案されたコンテンツは研修の教材として適当なものであるか	10
	・外国人モニター・DMC等による評価・改善のプロセスが具体的で、改善につながる設計となっているか	5
独自提案	・造成したコンテンツの販売までの導線（OTA等）が描けているか	5
	・本事業の効果を高める独自の工夫があるか	5
実績	・類似する事業の実績があり、今回の事業を遂行する能力があるか ・過去の事業成果が今回の提案内容に適切に反映されているか	5
体制・見積	・実施体制・スケジュールが現実的で、確実に遂行できるか ・見積が妥当で、必要な経費が適切に積算されているか	5
合 計		100

(3) その他

スケジュールや審査方法は変更となる場合がある。その場合、ホームページ又は参加申込者への連絡により周知する。

10 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。

また、最も優れた提案を行った者は、県ホームページ上でその名称を掲載する。

11 契約の締結

新潟インバウンド推進協議会は、選定委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟インバウンド推進協議会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は別紙様式4「参加辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

13 問い合わせ先

新潟インバウンド推進協議会 担当 溝部、丸山

(新潟県観光文化スポーツ部 国際観光推進課 国際戦略グループ)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

電話：025-280-5955

E-mail:ngt150020@pref.niigata.lg.jp